

「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」を踏まえた情報提供等への対応指針（概要）

平成 29 年 3 月 30 日に「横浜市医療安全業務検証委員会」より提出された「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」を受け、健康福祉局として対応指針を策定しました。

I 情報提供等に対する健康福祉局としての対応（概要）

1 所管部署の明示

それぞれの部署の所管業務について明確にして、周知します。

2 職員の危機管理意識の向上

職員一人ひとりが防災・防犯に対して鋭敏な感覚を持ち、何ができるのかを考え迅速に行動するように、定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、職員に対し、十分な周知をします。

3 情報提供等への対応

市民等からの情報提供のうち、生命・身体に危害が及ぶような事件・事故につながる可能性のある情報提供があった場合には、次の対応をとります。

(1) 情報提供等の受付

- ・提供者の氏名、連絡先（匿名の場合を除く）、情報提供等の内容となる事実等の把握に努める。
- ・情報提供等を受領した旨を提供者に対して遅滞なく通知する。
- ・受け付けた課の所管に属さないときは、適切な所管課を遅滞なく教示するとともに、提供者の意向を確認し、所管課に情報提供等の内容を伝達する。
- ・横浜市が処分又は勧告等をする権限を有しない場合は、権限を有する行政機関を遅滞なく教示する。また、緊急性や重大性等を有する場合であって、提供者本人の同意を得た場合は、権限を有する行政機関に情報提供等の内容を伝達する。
- ・情報提供等を受け付けた後は、対応する必要性について十分に検討する。その際、個人の生命、身体等に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、内容を裏付ける内部資料等の有無に関わらず、柔軟かつ適切に対応する。

(2) 調査等の実施

- ・必要な調査・事実確認等を、情報提供等に関する秘密を保持しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で実施する。
- ・健康福祉局長が調査等について適宜確認を行う等の方法により、事案を適切に管理する。

(3) 調査等の結果に基づく措置等の実施

- ・調査等の結果、対象事実や法令違反等の事実があると認められるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な対応を実施する。

4 全庁的な対応

情報提供等への対応について、全庁的な対応が必要な事項については、今後、関係局と連携しながら検討します。

II 「横浜市の医療安全業務に関する検証報告書」に対する医療安全課としての対応（概要）

項目	対応	
	既に取り組んだこと	今後取り組むこと
1 市の判断 ・危機管理意識の醸成と徹底 ・情報の整理・取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・医療安全に係る事件・事故等、他都市事例の共有や分析、カンファレンスの実施、研修の受講等により知識や危機管理意識・感覚を高める ・医療安全課職員の心得を策定し、執務室内の掲示により常に危機管理意識をもって業務を実施 ・医療施設に対する指導要望や内部通報、事件・事故につながる可能性のある情報提供があった場合の基本フローを作成し、情報提供に迅速・的確に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に対する事例対応を積み重ねて、情報に対する感性や判断を組織として高めていく ・公益通報者保護制度について研修を実施し、制度や具体的な対応フローを身に付ける
2 市の体制 ・医療安全に関わる相談等への対応 ・夜間・休日等のメール対応 ・立入検査担当等所管部署の人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページを改修し「医療法に関する公益通報の通報先・相談先」であることを記載 ・電子メールやファックス等、夜間・休日等業務時間外に送信される情報に対して、「業務対応が翌開庁日以降になる旨」を医療安全相談窓口のホームページに記載 ・医療安全業務の機能強化担当を新たに設置し、課内の情報共有や業務調整を図るとともに、必要に応じて臨時立入検査を行う体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務時間外に送信された電子メールに対して、受信した時点で自動的に電子メールを返信することを検討 ・同一職種及び職種間による情報共有や事例検討の機会を増やし、立入検査担当職員のスキルアップを図っていく
3 職場のフォロー体制 ・情報共有ルールの明確化 ・情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・事件・事故につながる可能性のある情報は課内で情報共有を行い、組織として情報を把握し、基本フローに従い、迅速・的確に対応 ・事件・事故につながる可能性のある情報について、担当のラインが不在の場合における情報処理の体制を整理 ・組織メールアドレス宛てに、事件・事故につながる可能性のある情報が提供された場合の情報処理の体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の実施状況や基本フローに従った対応状況を定期的に確認し、適切に実施していく ・組織としての情報処理の実施状況を定期的に確認し、情報管理を適切に行っていく
4 他機関との連携 ・警察等公的機関との協力 ・医療機関・団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や労働基準監督署等の関係公的機関と業務内容の相互共有、担当窓口の確認を行い、円滑に連絡・連携できる体制を築く ・医療機関や医療関係団体と連携した研修会の開催等、引き続き立入検査以外の取り組みによる医療安全体制を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係公的機関との情報交換会を開催し、円滑な連絡体制に取り組む ・医療安全研修会等のテーマに「防犯」等を取り上げ、医療機関が関係公的機関に相談しやすい環境づくり
5 立入検査 ・臨時立入検査 ・指導後の改善状況等の検証 ・任意の事情聴取等	<ul style="list-style-type: none"> ・事案が「違反の蓋然性が高い場合」及び「事件・事故につながる可能性がある場合」には、確認や立入検査を遅滞なく行うことを再徹底し、実施 ・立入検査以外の手法による医療機関との情報共有やコミュニケーションを積極的に取り入れ、事例に応じて迅速・的確に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時立入検査の実施事例について検討を積み重ね、検査の実施基準を精査 ・立入検査で助言等を行った場合は、確実に病院に助言等が伝わるよう、「情報提供や提案」の事項として検査結果に記録